

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	26	開封日	平成28年3月1日
ご意見			
<p>人吉市の財政が大変逼迫しておることは承知致してます。だからと言って人口 33,957 人 (2/29 現在) の人吉市の図書館がああの程度では市民として恥ずかしい限りです。</p> <p>図書館の問題点</p> <ul style="list-style-type: none">i) 狭いii) 蔵書が少ない (しかし倉庫には展示書の3倍以上の本が眠っている)iii) 暗いiv) 建屋の2階で不便 (しかも1番奥なんて)v) 市庁舎以前に図書館を1階で広いところにオープンすべきではないでしょうか。(本は宝、図書館は宝の山ですよ) <p style="text-align: right;">(投函日:平成28年2月29日)</p>			
回答			
<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。 市民文化課からお答えいたします。</p> <p>図書館が狭い、暗い、2階の奥まった位置にある、また、狭いために、所蔵する図書の3分の1しか展示できていないことにつきまして、ご不便をおかけし申し訳ございません。</p> <p>図書館といたしましても、スペース確保のために、会議室の学習室としての開放、毎月の館内整理、法令集のデータベース化などを行っておりますが、利用者の皆様にご満足いただける施設には至っていないのが現状でございます。</p> <p>ご意見にありますように、本は創造力を高め、人生を豊かにする宝であり、その本を所蔵する図書館は地域全体の文化力を高める重要な役割を担っていると考えておりました、その点からも、図書館の現状につきまして、大変心苦しく思っております。</p> <p>しかしながら、ご提案いただいたカルチャーパレスの1階に図書館を移転する案を含め、図書館の拡充あるいは移転につきましては、現段階では、申し訳ございませんが、市の厳しい財政状況と他の事業との優先順位において、具体的な検討を始める段階には至っておりません。皆様からより利用しやすい、広い図書館をとのお声をいただいておりますので、皆様の声にお応えするうえでも、どのような手法があるのか検討してまいりたいと存じます。</p>			

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また新市庁舎建設計画につきましては、現市庁舎が建築後50年を経過し、耐震性ひいては人命に関わることであることから、早急に着手する必要があるという判断により進められているところであり、あわせてご理解のほどお願いいたします。

なお、蔵書のうち、3分の1しか展示できていない点でございますが、書庫にある図書につきましても、閲覧や貸出が可能です。図書の検索は館内の検索機やご自宅のパソコン、また、スマートフォンのインターネットでも検索できる他、職員がご希望に沿う図書を探しますので、お気軽にお声かけください。

その他ご不自由なことがございましたら、遠慮なく職員にお声かけください。

この度は、ご意見をいただきありがとうございました。

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	27	開封日	平成28年3月1日
ご 意 見			
<p>この市民の意見書を投稿された箱（ひらめき箱）を毎月1日と15日の2回しか開けないと聞いていますが、毎週1～2回は開いて下さい。</p> <p style="text-align: right;">（投函日：平成28年2月29日）</p>			
回 答			
<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「ひらめき箱」を担当しております市民課がお答えいたします。</p> <p>「ひらめき箱」は、月2回市民課が開封し、該当する課へ通知し回答を求め、その回答を受けたのち、市長の決裁を受け、市の掲示板やホームページでの公表や投函された方への通知を行っています。2週の間投函されたご意見をまとめて手続きを行っており、複数の課がかかわる案件や他の機関への確認が必要な案件で時間を要するものを除いても、公表等までにおおむね1か月お待たせすることとなります。</p> <p>ただし、該当する課においては、通知を受けたのち、職員の待遇改善や大きな費用を要しないものであれば、公表までの間に対応しているところであります。</p> <p>「ひらめき箱」に投函されるご意見ご要望等は、年間20件前後ございます。予算化の検討が必要となるものや、市の方針や計画などとの整合性から直ちに実現できないものもあろうかと存じます。</p> <p>つきましては、今後も「ひらめき箱」の開封は、1日と15日の月2回とし、今後の市政に対する貴重なご意見として参考にさせていただければと存じます。</p> <p>なお、急を要するものについては、直接、該当する課へご相談されることをお勧めします。また、直接、意見を言うことをためられる方や、どこに要望したらよいのかお分かりにならない方は、ぜひ市民課くらし安心相談係（消費生活センター）においでください。担当課にご案内したり、担当者を呼び出したり、ご説明をさせることもできると存じますので、ぜひご利用ください。</p>			